

遊漁規則の認可について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 1 項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示します。

十内共第1号(十和田湖)

項目	内容																	
漁業権者の名 称及び住所	名称	十和田湖増殖漁業協同組合																
認可年月日	住所	青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地																
漁業権の免許番号	令和6年1月1日																	
遊漁に ついて の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	<p>次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄の漁具・漁法の統数の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法の統数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます、こい、ふな、さくらます</td> <td>手釣り、さお釣り 1人当たり2本</td> </tr> <tr> <td>えび</td> <td>せん 1人当たり10個</td> </tr> </tbody> </table> <p>こい及びふなを対象とする遊漁には、船舶を使用してはならない。</p>	魚種	漁具・漁法の統数	ひめます、こい、ふな、さくらます	手釣り、さお釣り 1人当たり2本	えび	せん 1人当たり10個										
魚種	漁具・漁法の統数																	
ひめます、こい、ふな、さくらます	手釣り、さお釣り 1人当たり2本																	
えび	せん 1人当たり10個																	
	遊漁期間	<p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、ふな</td> <td>7月21日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>ひめます</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁時間は、日出から日没までとする。</p>	魚種	遊漁期間	こい、ふな	7月21日から9月30日まで	ひめます	<table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</td> </tr> </tbody> </table>	船釣り	10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで	岸釣り	10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで	さくらます	<table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	船釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで	岸釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで
魚種	遊漁期間																	
こい、ふな	7月21日から9月30日まで																	
ひめます	<table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで</td> </tr> </tbody> </table>	船釣り	10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで	岸釣り	10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで													
船釣り	10月1日から12月31日まで、翌年4月1日から同年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで																	
岸釣り	10月1日から翌年6月20日まで及び同年7月11日から同月20日まで																	
さくらます	<table border="1"> <thead> <tr> <th>船釣り</th> <th>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸釣り</td> <td>6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	船釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで	岸釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで													
船釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から同月末日まで																	
岸釣り	6月1日から同月20日まで、7月11日から同月20日まで及び12月1日から翌年2月末日まで																	
	遊漁区域	湖の東側の青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔宇樽部の宇樽部キャンプ場に組合が建設した標柱(西北方向)から湖の北側の秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字ムジンを経て湖の南側の青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋の御前ヶ浜に組合が建設した標柱(正西方向)までの湖岸及び沖合300メートル以内の区域																
	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県鹿角郡小坂町十和田湖一夜島突端と同町十和田湖金木森突端を結んだ直線以南の区域</td> <td>10月1日から同月31日までの間で組合が定めて公表する期間</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	秋田県鹿角郡小坂町十和田湖一夜島突端と同町十和田湖金木森突端を結んだ直線以南の区域	10月1日から同月31日までの間で組合が定めて公表する期間												
区域	期間																	
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖一夜島突端と同町十和田湖金木森突端を結んだ直線以南の区域	10月1日から同月31日までの間で組合が定めて公表する期間																	
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます、さくらます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	ひめます、さくらます	15センチメートル												
魚種	全長																	
ひめます、さくらます	15センチメートル																	
	尾数制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>尾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます</td> <td>20尾</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>15尾</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	尾数	ひめます	20尾	さくらます	15尾										
魚種	尾数																	
ひめます	20尾																	
さくらます	15尾																	
遊漁料 の額及 び納付 方法	遊漁料	<p>1 手釣り又はさお釣りによる遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、ふな</td> <td>1日250円 1年2,500円</td> </tr> <tr> <td>ひめます</td> <td>船釣り 1日2,400円 岸釣り 1日1,200円</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>船釣り 1日2,600円 岸釣り 1日1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の児童のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表</p>	魚種	遊漁料	こい、ふな	1日250円 1年2,500円	ひめます	船釣り 1日2,400円 岸釣り 1日1,200円	さくらます	船釣り 1日2,600円 岸釣り 1日1,300円								
魚種	遊漁料																	
こい、ふな	1日250円 1年2,500円																	
ひめます	船釣り 1日2,400円 岸釣り 1日1,200円																	
さくらます	船釣り 1日2,600円 岸釣り 1日1,300円																	

		に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
	2 せんを使用してする遊漁の場合	
	魚種	遊漁料
	えび	1日1,000円
納付 方法		<p>次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。た だし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 十和田湖増殖漁業協同組合事務所(青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486) (2) 十和田湖ふ化場(秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字生出) (3) 東北つばめ石油販売(株)十和田湖畔給油所(秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字平64-6) (4) さくら荘(秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱4) (5) 春山庄(青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋5-1)
遊漁承認証に関する事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
遊漁に際し守るべき事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 船釣りをする場合には、組合が貸した標識を見やすい場所に掲げなければならない。 3 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 4 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項		遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日		令和6年1月1日